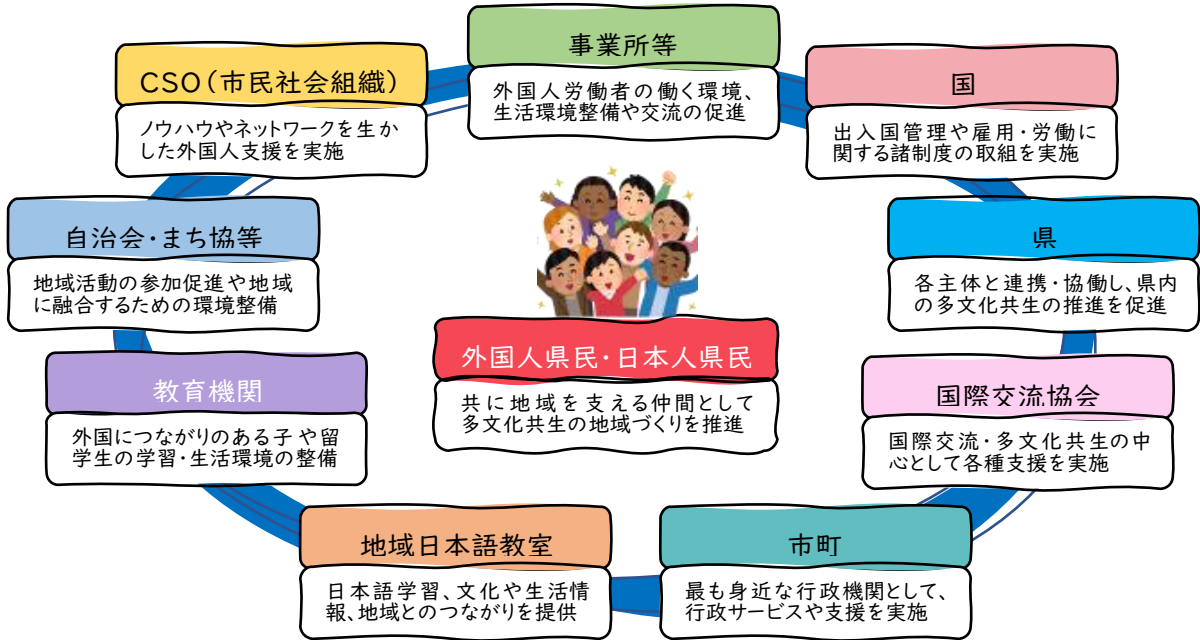


第4章 推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

多文化共生は、1つの分野に限らず生活、医療、教育、福祉、防災、雇用・労働をはじめ、様々な分野に関わるものです。また、多文化共生の推進は、地域全体で取り組む課題であることから、県だけでなく様々な担い手が主体的に役割を果たすとともに、それぞれが連携・協働していくことが求められています。



(2) 各主体の役割

外国人県民・日本人県民(佐賀県民)

外国人県民

日本や地域の文化・習慣、生活ルール等の理解を深めるとともに、地域において日本人県民等と積極的に交流し相互理解に努め、地域の一員として自身の能力を生かして職場や地域に貢献することが期待されています。

日本人県民

多文化共生マインドを持ち、外国人県民が地域を支える仲間・パートナーであると認識し、異なる文化や習慣・価値観を相互に理解・尊重し、多文化共生の地域づくりに積極的に主体的に取り組むことが期待されています。

CSO(市民社会組織)

外国人県民や日本人県民にとって身近な存在であり、地域における外国人県民の実情やニーズを直接把握し、各団体が持つ情報、ノウハウやネットワークを生かしつつ行政や他関係機関との連携により多文化共生の推進に貢献していくことが期待されています。

事業所等

外国人の雇用に関して、労働関係法令等を遵守し、適切な雇用管理を行うとともに、外国人労働者が安全で安心して能力を発揮できるように、労働環境と生活環境を整備していくことが期待されています。また、地域と外国人労働者との交流をとおして、地域とのつながりや佐賀県への愛着を感じてもらえるような取組を積極的に行っていくことが期待されています。

教育機関

外国につながるのある子が、彼らのルーツ等に誇りを持ち、孤独に感じることなく、安心して自分らしく生活や学習ができる環境を整備していくことが期待されています。また、多文化共生マインドを持った児童・生徒の育成を図るため、異文化理解教育や外国人県民との交流機会の創出等も期待されています。

外国人留学生を受入れている教育機関については、外国人留学生が学びやすい、生活しやすい環境を整備していくとともに、県内の定着につながるような地域とつながる機会の創出や就労支援等をあわせて行っていくことが期待されています。

地域日本語教室

地域日本語教室は、単に外国人県民が日本語を学ぶ場としてだけではなく、日本で生活するために必要なルールや情報を学ぶことができる場や気軽に悩みが相談できる場等の役割が期待されています。また、日本人県民にとって、異文化理解に対する寛容性や感受性を醸成する場、多文化共生を推進していく拠点としての役割を期待されています。

自治会、まちづくり協議会等

自治会やまちづくり協議会等は、地域づくりにおいて中心的な存在であることから、外国人県民に対して地域活動への参加を働きかけることで、地域に溶け込みやすい環境を積極的につくっていくことが期待されています。また、外国人県民の中には自治会等の存在を知らない場合もあることから、外国人県民に対して自治会等の役割や具体的な活動等について丁寧に説明し、地域の仲間・パートナーとして共に多文化共生の地域づくりを行っていくことが期待されています。

国（厚生労働省佐賀労働局、ハローワーク、福岡出入国在留管理局佐賀出張所等）

外国人の出入国管理や雇用・労働の諸制度が、国の所管であることから、国の権限やノウハウを生かし、外国人の受入れや適正な労働環境づくり等に向け、取組を推進していくことが求められています。

国際交流協会

国際交流協会は、県内における国際交流や多文化共生事業等を推進してきた中核組織です。これまでの取組で培ってきたノウハウや関係機関とのネットワークを活かし、県内の多文化共生マインドの醸成、外国人県民への生活支援や相談対応等、多文化共生の推進の取組において、中心的な役割を担うことが期待されています。

市町

基礎自治体であり、外国人県民にとって最も身近な行政機関として、外国人県民の声に耳を傾け、地域の実情やニーズを踏まえた施策、行政サービスを提供していくとともに効果的な情報発信、多文化共生マインドの醸成、地域と外国人県民の交流機会の創出等の取組が期待されています。

県

本書で掲げる基本理念が実現できるように、各主体と連携し、各主体がその役割を果たすことができるように支援していくことが求められています。多文化共生の推進において、多文化共生マインドの醸成が重要であることから、事業所や地域を巻き込みながら、外国人県民が地域に融合できるような地域づくりに地道に取り組んでいくことが求められています。また、県内の優良な取組事例等を積極的に各主体へ共有し、県内への波及や新たな展開につなげていくことが期待されています。

(3) 進行管理

本書が掲げる各種施策や具体的な取組について、庁内だけでなく関係機関等と連携し、進行管理を行います。社会情勢の変化や国の動向、そして地域のニーズや外国人県民の現況等を踏まえ、必要に応じて施策の方向性や取組指針の見直しを行います。また、県内の優良事例については、本書へと追加し県内へ積極的に発信していきます。

(参考) 多文化共生に関する連絡先一覧

さが多文化共生センター
(外国人に関する総合相談窓口)

電話 0952-22-7830

メール soudan@spira.or.jp

住所 佐賀市白山2丁目1番12号
佐賀商エビル1階

HP <https://www.spira.or.jp/cmss/>

営業時間 9:00~12:00・13:00~16:00
(土・日・祝日・年末年始12/29-1/3はお休みです。)

SNS LINE ID: @92luckas
Messenger: Spira Saga



佐賀県災害多言語支援センター
(大規模災害等が発生した場合に設置)

電話 0952-25-7921

メール soudan@spira.or.jp

HP <https://www.spira.or.jp/>
(佐賀県国際交流協会 HP)

SNS LINE ID: @92luckas
(さが多文化共生センター)

SPIRA Facebook
<https://www.facebook.com/spira.saga>
(ID: spira.saga)



佐賀県・佐賀県国際交流協会

令和7年4月現在

名称	電話番号
佐賀県地域交流部多文化共生さが推進課	0952-25-7328
佐賀県国際交流プラザ (国際交流・多文化共生等の拠点)	0952-25-7004
佐賀県のしごと相談室 (佐賀県で働きたい方の相談窓口)	0952-25-7066
佐賀県国際交流協会 (SPIRA)	0952-25-7921

県内市町多文化共生担当課・室一覧

令和8年1月現在

市町名	担当課・室名	電話番号
佐賀市	国際課	0952-40-7023
唐津市	地域政策課	0955-53-7102
鳥栖市	市民協働課	0942-85-3508
多久市	総務課	0952-75-2112
伊万里市	地域づくり課	0955-23-2114
武雄市	男女参画・市民協働課	0954-23-9141
鹿島市	広報企画課	0954-63-2101
小城市	企画政策課	0952-37-6115
嬉野市	観光商工課	0954-42-3310
神埼市	総合政策課	0952-37-0102
吉野ヶ里町	財政協働課	0952-37-0331
基山町	まちづくり課	0942-92-7935
上峰町	政策課	0952-52-2182
みやき町	まちづくり課	0942-96-5526
玄海町	企画商工課	0955-52-2112
有田町	商工観光課	0955-46-2500
大町町	企画政策課	0952-82-3112
江北町	総務政策課	0952-86-5612
白石町	総合戦略課	0952-84-7132
太良町	企画政策課	0954-68-0125

みんなが主役の

さが多文化共生推進アクション
～施策の方向性と取組事例～

発行年月:令和5年3月 (令和8年2月更新)

編集発行:佐賀県地域交流部多文化共生さが推進課(多文化共生担当)

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話:0952-25-7328

FAX:0952-25-7084

E-mail:tabunkasagasuishin@pref.saga.lg.jp